参考資料2

「名取川水系河川整備学識者懇談会」に関する公開方法

１．会議の公開

（１）会議、会議資料、議事概要及び議事録は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料、議事概要及び議事録を非公開とすることができる。

（２）前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

２．議事概要及び議事録

名取川水系河川整備学識者懇談会の議事について、事務局が議事概要及び議事録を作成するものとする。

３．公開の方法

（１）会議資料、議事概要及び議事録は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。

（２）閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省
仙台河川国道事務所及びその出張所
（名取川出張所）
釜房ダム管理所

宮城県
宮城県土木部河川課・仙台土木事務所・仙台地方ダム総合事務所

参考資料2

「名取川水系河川整備学識者懇談会」に関する傍聴規定

１．「名取川水系河川整備学識者懇談会」は公開とする。

２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。

（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。

ア　危険な物を携帯している者
イ　張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ　酒気を帯びていると認められる者
エ　その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

ア　懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ　騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
ウ　鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ　飲食又は喫煙をしないこと。
オ　他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ　その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（６）傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。